

運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書

一般財団法人 日本海事協会 殿

年 月 日

| | | |
|------|--|---|
| 会社名 | | 印 |
| 代表者名 | | |

運転者職場環境良好度認証制度の申請にあたり、運転者の労働条件や労働環境に対する取り組みに関する認証項目・参考項目について、下記のとおり自認します。

注1) 基準日は、申請月の前月の任意の日を申請者が指定してください。

各項目について自認できる場合は「○」を記入し、自認できない場合、該当がない場合は何も記入しないでください。点数の欄注2) は認証申請の対象営業所の全てが該当する場合は「2点」、対象営業所の一部が該当する場合は「1点」に「○」を記入してください。

注3) 通し番号ごとに合計し採点欄に記入してください。（カッコ内の点数は認証に必要な点数を記載しています。）
なお、「必須」と記入された項目は採点不要です。

認 証 項 目

「認証項目」は、本認証制度において合否を判定するための項目で、全ての項目を満たす必要があります。ただし、一部の認証項目には複数の小項目(選択必須項目)が設定されており、すべての小項目(選択必須項目)を満たさなくても、設定された基準(カッコ内の点数)に達していればその評価項目が満たされます。

【A. 法令遵守等】

| | | 基準日 ^{注1)} | 年 | 月 | 日 |
|------|--|--------------------|-------------------|-------------------|---|
| 通し番号 | 認 証 項 目 | 対象期間 | 自認 ^{注2)} | 採点 ^{注3)} | |
| 1. | 労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていない。 | 過去1年間 | | 必須 | |
| 2. | 労働基準関係法令の違反で送検されていない。または、送検されたが不起訴処分又は無罪となっている。 | | | 必須 | |
| 3. | 使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会又は中央労働委員会から救済命令等を受けていない。または、中央労働委員会による再審査又は取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定している。 | | | 必須 | |
| 4. | 道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の累積違反点数が20点を超えていない。 | | | 必須 | |
| 5. | 就業規則が制定され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。 | | | 必須 | |
| 6. | 36協定が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。 | | | 必須 | |
| 7. | 従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。 | | | 必須 | |
| 8. | 本認証制度に基づく認証を取り消されていない。 | | | 必須 | |
| 9. | 本認証制度に基づく認証に関し、例えば、認証事業者ではないにもかかわらず認証マークを表示するなど、事実とは異なる内容を表示又は説明していない。 | | | 必須 | |

【B. 労働時間・休日】

| 通し 番号 | 認 証 項 目 | 対象 期間 | 自 認 | 採 点 | |
|------------------------------------|---|-----------|-----|--------------------------------|----|
| 10. | 認証申請の対象営業所について、月の拘束時間(トラック・タクシー)、月の拘束時間あるいは4週間を平均した1週間当たりの拘束時間(バス)又は休日労働の限度違反に対する行政処分による累積違反点数が5点を超えていない。 ※道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分が対象。 | 過去 1年間 | | 必須 | |
| 11. | 労働時間、休日に関する規定を計画や規則等で定めている。 | 基準日 | | / (一つ星 6点 二つ星 12点) | |
| ① | 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限することを計画している、又は定めている。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。 | | 2点 | | 1点 |
| ② | 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を12日以内に制限することを計画している、又は定めている。 | | 2点 | | 1点 |
| 労働時間管理・休日取得のための取り組みを実践している。 | | | | | |
| ③ | フルタイムの運転者の年間の休日数は平均105日以上(※注)である。(計画でも可) ※注: 年次有給休暇を除く(年間の法定休日及び法定外休日の合計が平均105日以上) | | 2点 | | 1点 |
| ④ | フルタイムの運転者について、完全週休2日制(※注)を採用している。 ※注: 1年を通して、毎週2日の休日がある。 | | 2点 | | 1点 |
| ⑤ | 労働基準法で義務付けられている日数を超える年次有給休暇を付与している。 | | 2点 | | |
| ⑥ | 全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設けている。 | | 2点 | | |
| ⑦ | 特別有給休暇制度(例: 慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅有休積立制度等)がある。 | | 2点 | | |
| ⑧ | 運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。 | | 2点 | | 1点 |
| ⑨ | デジタル式運行記録計(デジタコ)を導入し、分析ソフトを使用して運用している。 | | 2点 | | 1点 |
| ⑩ | 事業者の代表者又は担当役員が、四半期毎以上の頻度で、以下の項目について報告を受けているか、又は自ら把握している。 【把握事項: 対象営業所の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況】 | 2点 | | | |
| ⑪ | その他、上記項目に該当しない労働時間管理・休日取得のための取り組みを実施している(自由記述欄に取り組みを記述)。 自由記述欄 (「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号(11-⑩)を満たしていないものとする。) | 2点 | | | |
| 12 | 運転者ごとに時間外労働時間及び休日労働時間を賃金台帳などで適切に管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。 | 基準日 | | 必須 | |
| 13. | 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限している。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。 | 基準日 | | 必須 | |
| 14. | 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を9時間以上(隔日勤務を実施する場合、22時間(タクシー)、20時間(トラック、バス)以上)確保している。 | 基準日 | | 必須 | |

【C. 心身の健康】

| 通し 番号 | 認 証 項 目 | 対象 期間 | 自認 | | 採点 |
|---|---|-----------|----|----|----------------------------|
| 15. | 労働安全衛生法令に基づき、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会が設置されているか、安全、衛生に関する事項について従業員の意見を聴くための機会が設けられている。 | 基準日 | | | 必須 |
| 16. | 認証申請の対象営業所について、健康診断受診義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。 | 過去 1年間 | | | 必須 |
| 17. | 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている。 | 過去 1年間 | | | 必須 |
| 18. | 心身の健康に関する先進的な取り組みを実施している。 | | | | |
| | ① 法令で定められた健康診断以外の健康診断(脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等)を実施している。 | 基準日 | 2点 | 1点 | / (一つ星 6点 二つ星 8点) |
| | ② 運転者の健康状態や疲労状況の把握等のための機器を導入している(自由記述欄に導入している機器を記述)。 自由記述欄 (「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号(18-②)を満たしていないものとする。) | | 2点 | 1点 | |
| | ③ 従業員の心身の不調を未然に防ぐ取り組みを実施している。 ※メンタルヘルス診断、苦情対応研修、健康に関する教育機会の設定等を想定 | | 2点 | 1点 | |
| | ④ 管理職や人事担当者による人事面談を年1回以上実施している。 | | 2点 | 1点 | |
| | ⑤ パワハラ、セクハラ等のハラスメントの相談窓口となる部署又は担当者、連絡先等を社内掲示等により従業員に周知している。 | | 2点 | 1点 | |
| ⑥ その他、上記項目に該当しない心身の健康に関する取り組みを実施している(自由記述欄に取り組みを記述)。 自由記述欄 (「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号(18-⑥)を満たしていないものとする。) | 2点 | | 1点 | | |

【D. 安心・安定】

| 通し 番号 | 認 証 項 目 | 対象 期間 | 自 認 | 採 点 |
|--|---|-----------|-------|--------------------------------|
| 19. | 認証申請の対象営業所について、社会保険等加入義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。 | 過去 1年間 | | 必須 |
| 20. | 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者として、社会保険等に適切に加入している。 | 過去 1年間 | | 必須 |
| 21. | 運転者の安心・安定のための先進的な取り組みを実施している。 | 基準日 | 2点 1点 | 必須 (一つ星 4点 二つ星 8点) |
| | ① 労働災害・通勤災害の上積み補償制度がある。 | | | |
| | ② 病気や怪我で働けない場合の所得補償制度がある。 | | | |
| | ③ 退職一時金制度、企業年金制度、中小企業退職金共済制度等の退職金制度を設けている。 | | | |
| | ④ 定年廃止、定年延長又は再雇用により、65歳を超えても働ける制度がある。 | | | |
| | ⑤ 採用当初から正社員採用としているか、又は採用当初は正社員ではない場合も1年以内に希望者全員を正社員に登用する方針を明示している。 | | | |
| ⑥ その他、上記項目に該当しない運転者の安心・安定のための取り組みを実施している(自由記述欄に取り組みを記述)。 ※処遇・福利厚生面(「安全」に関するものは除く)での取り組み | 2点 1点 | | | |
| | 自由記述欄 (「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号(21-⑥)を満たしていないものとする。) | | | |
| 22. | 交通事故が発生させた場合の違約金を定めたり、損害賠償額を予定する契約をしていない。 ※労働基準法第16条参照。運転者の責任により実際に発生した損害について賠償を請求することは禁止されていないが、予め金額を決めておくことは禁止されている。 | 基準日 | | 必須 |
| 23. | 認証申請の対象営業所について、最低賃金法違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。 | 過去 1年間 | | 必須 |
| 24. | 最低賃金法に基づき、最低賃金額以上の賃金を支払っている。 | 過去 1年間 | | 必須 |
| 25. | 歩合制度が採用されている場合でも各運転者の労働時間に応じ、各人の通常の賃金の6割以上の賃金が保障されている。 あるいは、歩合制度を採用していない。 | 基準日 | | 必須 |
| 26. | 労働基準法に基づき、時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金を支払っている。 | 基準日 | | 必須 |
| 27. | 労働基準監督署から累進歩合制度(※注)の廃止について指導文書の交付を受けていない。または、指導に応じ、累進歩合制度の廃止等改善状況について労働基準監督署に報告し、適正と認められている。若しくは、申請から2年以内に見直しを行うことを運転者に対し明示している。 ※注:歩合給制度であって、歩合給の額が非連続的に増減するもの。累進歩合給、トップ賞、奨励加給を含む。積算歩合給制とは異なる。 | 過去 5年間 | | 必須 (タクシーのみ) |
| 28. | 名目の如何を問わず、事業に要する以下の経費を運転者に負担させていない。または、申請から2年以内にこれらの経費を運転者に負担させないように見直しを行うことを運転者に対し明示している。 ・クレジットカード、電子マネー、クーポン等の決済端末使用料・加盟店手数料 ・デラックス車、黒塗車、新車等の車両使用料 ・カーナビ、デジタル無線、デジタコ、ドライブレコーダー等の機器使用料 ・障害者割引に係る割引額 | 基準日 | | 必須 (タクシーのみ) |

【E. 多様な人材の確保・育成】

| 通し 番号 | 認 証 項 目 | 対象 期間 | 自 認 | | 採 点 |
|---|---|----------|-----|----|---------------------------|
| 29. | 多様な人材の確保・育成のための免許・資格取得支援制度を設けている。 | | | | (一つ星 6点 二つ星 10点) |
| | ① 運転免許の取得支援制度を設けている。 | | 2点 | 1点 | |
| | ② ①以外の運転者が利用できる資格取得支援制度を設けている(自由記述欄に導入している資格取得制度を記述)。 【例:運行管理者、フォークリフト、クレーン等】 | 基準日 | | | |
| | 自由記述欄 (「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号(29-②)を満たしていないものとする。) | | 2点 | 1点 | |
| | 女性運転手が働きやすい環境がある。 | | | | |
| | ③ 常時選任する女性運転者がいる。 | | 2点 | 1点 | |
| | ④ 営業所に女性専用の便所及び更衣室がある。また、仮眠施設又は睡眠施設が必要な営業所の場合は、女性専用の当該施設がある。 | 基準日 | 2点 | 1点 | |
| | 運転者のニーズに対応した勤務シフト、福利厚生制度等を設けている。 | | | | |
| | ⑤ 運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトを設けている。 【例:育児中の女性運転者の早朝勤務・夜間勤務免除、中番がない早番・遅番の2シフト、短時間勤務等】 | | 2点 | 1点 | |
| | ⑥ 運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度を設けている。 【例:社内保育所、提携保育所、育児休暇、介護休暇、ダブル公休、希望日休等】 | | 2点 | 1点 | |
| ⑦ 運転者が利用できる住居に関する福利厚生制度を設けている。 【例:社宅、社員寮、空き家紹介制度、住宅手当、転居手当等】 | 2点 | | 1点 | | |
| ⑧ その他、上記項目に該当しない多様な人材の確保・育成のための取り組みを実施している(自由記述欄に取り組みを記述)。 | 基準日 | | | | |
| 自由記述欄 (「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号(29-⑧)を満たしていないものとする。) | | 2点 | 1点 | | |

【F. 自主性・先進性等】以降「二つ星」のみに適用

| 通し 番号 | 認 証 項 目 | 対象 期間 | 自 認 | | 採 点 |
|----------|--|--|-----|----|--|
| 30 | ① 腰痛、転落等の労働災害の発生の防止や業務の軽労働化・快適化のための投資を行っている。 【例：テールゲートリフター、パワーアシストスーツ、フォークリフト、AT車、便所、休憩室の改善、タクシーの自動日報作成システム等】 | 過去 3年間 | 2点 | 1点 | / (トラック 6点 貸切バス 5点 乗合バス、 タクシー 4点) |
| | ② 労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している。 【例：社員表彰制度、キャリアパスの明示、部活動・同好会への支援、レクリエーションの実施、マッサージ器の導入等】 | 基準日 | 2点 | 1点 | |
| | ③ 労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進、環境経営等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等を受けている。または、国、地方自治体、警察又は陸上貨物運送事業労働災害防止協会、交通安全協会から、長時間労働の是正等の働き方改革や労働安全衛生、交通安全に関する表彰を受けたことがある。 【対象】 ・安全衛生優良企業(厚生労働省) ・健康経営優良法人(経済産業省) ・くるみん(厚生労働省) ・ユースエール(厚生労働省) ・えるぼし(厚生労働省) ・女性ドライバー応援企業認定制度(国土交通省) ・労働安全マネジメント、環境マネジメント、道路交通安全マネジメント、品質マネジメント、衛生・安全・環境マネジメントに関する ISO 認証(Ex. ISO45001、ISO14001、ISO39001、ISO9001、HSE 等) ・グリーン経営認証制度(交通エコロジ・モビリティ財団) ・引越事業者優良認定制度(引越安心マーク) ・優秀安全運転事業所表彰(自動車安全運転センター) ・その他の公的な認定・認証等であって、認証団体が適当と認めるもの | 認定・ 認証等： 基準日 表彰： 過去 3年間 | 2点 | 1点 | |
| | ④ 【トラック事業のみ】 認証申請の対象事業所の過半数において、貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)の認定を受けている。 | 基準日 | 2点 | 1点 | |
| | ⑤ 【バス事業のみ】 貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティバスマーク)の認定を受けている。 | | 2点 | | |
| | ⑥ 【トラック事業のみ】 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」(国土交通省)を踏まえ、同様の対応を行うように努める方針を企業のトップが明文化するとともに、従業員に周知している。 | | 2点 | | |

参 考 項 目

「参考項目」は合否には関係しませんが、事業者にも更なる取り組みを促し、また将来の制度拡充の観点から実施する項目です。自認欄には、認証項目と同様に、認証申請の対象営業所の全てが該当する場合は「2点」、対象営業所の一部が該当する場合は「1点」に「○」を記入してください。また、採点欄には、通し番号ごとに点数を記入してください。

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 満たす参考項目がない ^{注4)} |
|--------------------------|---------------------------|

注4) 参考項目に満たす項目が一つもない場合は
□にチェックを入れてください。

【B. 労働時間・休日】

| 通し番号 | 参 考 項 目 | 対象期間 | 自認 | 採点 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------|--|--|----|-----------|--|-----------|----|--|----|---------------------|-----------|----|----|---------------------|----|----|--|
| 1. | 認証申請の対象営業所について、月の拘束時間(トラック・タクシー)、月の拘束時間あるいは4週間を平均した1週間当たりの拘束時間(バス)又は休日労働の限度違反がない。 ※災害時の避難輸送・救援輸送・支援物資輸送、交通事故・急病人の発生・通行止め・道路交通渋滞等の不可抗力、タクシーにおける運送引受義務の遵守(運送1回分に限る。)その他客観的に避けることのできない事由により、必要な限度の範囲内で基準を超過した場合を除く。(時間の「実績」に関するこれ以降の認証項目についても同様の取扱いとする。) | 過去1年間 | 2点 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. | 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間までに制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 (例) 認証申請の対象営業所の全てを年間840時間以内に制限しており、一部の営業所を年間720時間以内に制限している場合：2点(全営業所年間960時間以内)+2点(全営業所年間840時間以内)+1点(一部営業所年間720時間以内)=5点 | 基準日 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">年間960時間以内</td><td style="width: 50%;">2点</td><td style="width: 50%;">1点</td></tr> <tr><td>年間840時間以内</td><td>2点</td><td>1点</td></tr> <tr><td>年間720時間以内</td><td>2点</td><td>1点</td></tr> <tr><td>単月100時間未満</td><td>2点</td><td>1点</td></tr> <tr><td>2～6カ月の平均がいずれも80時間以内</td><td>2点</td><td>1点</td></tr> </table> | 年間960時間以内 | 2点 | 1点 | 年間840時間以内 | 2点 | 1点 | 年間720時間以内 | 2点 | 1点 | 単月100時間未満 | 2点 | 1点 | 2～6カ月の平均がいずれも80時間以内 | 2点 | 1点 | |
| 年間960時間以内 | 2点 | 1点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年間840時間以内 | 2点 | 1点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年間720時間以内 | 2点 | 1点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 単月100時間未満 | 2点 | 1点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2～6カ月の平均がいずれも80時間以内 | 2点 | 1点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. | 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間以上確保することを定めている。 (例) 認証申請の対象営業所の全てで10時間以上確保しており、一部の営業所で12時間以上確保している場合：2点(全営業所10時間以上)+1点(一部営業所11時間以上)+1点(一部営業所12時間以上)=4点 | 基準日 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">10時間以上(隔日勤務を実施する場合、23時間(タクシー)、21時間(トラック、バス)以上)</td><td style="width: 50%;">2点</td><td style="width: 50%;">1点</td></tr> <tr><td>11時間以上(隔日勤務を実施する場合、24時間(タクシー)、22時間(トラック、バス)以上)</td><td>2点</td><td>1点</td></tr> <tr><td>12時間以上(隔日勤務を実施する場合、25時間(タクシー)、23時間(トラック、バス)以上)</td><td>2点</td><td>1点</td></tr> </table> | 10時間以上(隔日勤務を実施する場合、23時間(タクシー)、21時間(トラック、バス)以上) | 2点 | 1点 | 11時間以上(隔日勤務を実施する場合、24時間(タクシー)、22時間(トラック、バス)以上) | 2点 | 1点 | 12時間以上(隔日勤務を実施する場合、25時間(タクシー)、23時間(トラック、バス)以上) | 2点 | 1点 | | | | | | | |
| 10時間以上(隔日勤務を実施する場合、23時間(タクシー)、21時間(トラック、バス)以上) | 2点 | 1点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11時間以上(隔日勤務を実施する場合、24時間(タクシー)、22時間(トラック、バス)以上) | 2点 | 1点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12時間以上(隔日勤務を実施する場合、25時間(タクシー)、23時間(トラック、バス)以上) | 2点 | 1点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. | 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数以内に制限している。 (例) 認証申請の対象営業所の全てを10日以内に制限しており、一部の営業所を8日以内に制限している場合：2点(全営業所12日以内)+2点(全営業所11日以内)+2点(全営業所10日以内)+1点(一部営業所9日以内)+1点(一部営業所8日以内)=8点 | 基準日 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">12日以内</td><td style="width: 50%;">2点</td><td style="width: 50%;">1点</td></tr> <tr><td>11日以内</td><td>2点</td><td>1点</td></tr> <tr><td>10日以内</td><td>2点</td><td>1点</td></tr> <tr><td>9日以内</td><td>2点</td><td>1点</td></tr> <tr><td>8日以内</td><td>2点</td><td>1点</td></tr> </table> | 12日以内 | 2点 | 1点 | 11日以内 | 2点 | 1点 | 10日以内 | 2点 | 1点 | 9日以内 | 2点 | 1点 | 8日以内 | 2点 | 1点 | |
| 12日以内 | 2点 | 1点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11日以内 | 2点 | 1点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10日以内 | 2点 | 1点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9日以内 | 2点 | 1点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8日以内 | 2点 | 1点 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. | 運転者の時間外労働の合計時間の実績は一定時間以内である。 | 過去1年間 | 2点 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. | 運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は一定時間以内である。 (例) 認証申請の対象営業所の全ての実績が年間720時間以内の場合：2点(全営業所年間960時間以内)+2点(全営業所年間840時間以内)+2点(全営業所年間720時間以内)=6点 | 過去1年間 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">年間960時間以内</td><td style="width: 50%;">2点</td></tr> <tr><td>年間840時間以内</td><td>2点</td></tr> <tr><td>年間720時間以内</td><td>2点</td></tr> <tr><td>単月100時間未満</td><td>2点</td></tr> <tr><td>2～6カ月の平均がいずれも80時間以内</td><td>2点</td></tr> </table> | 年間960時間以内 | 2点 | 年間840時間以内 | 2点 | 年間720時間以内 | 2点 | 単月100時間未満 | 2点 | 2～6カ月の平均がいずれも80時間以内 | 2点 | | | | | | |
| 年間960時間以内 | 2点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年間840時間以内 | 2点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年間720時間以内 | 2点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 単月100時間未満 | 2点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2～6カ月の平均がいずれも80時間以内 | 2点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. | 運転者の勤務終了後の休息期間の実績は9時間以上(隔日勤務を実施する場合、22時間(タクシー)、20時間(トラック、バス)以上)である。 | 過去1年間 | 2点 | 1点 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8. | 運転者の連続勤務の実績は12日以内である。 | 過去1年間 | 2点 | 1点 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9. | 運転者の年次有給休暇の平均取得日数は10日以上である。 | 過去1年間 | 2点 | | | | | | | | | | | | | | | | |

【C. 心身の健康】

| 通し 番号 | 参 考 項 目 | 対象 期間 | 自認 | 採点 |
|----------|--|-----------|----|----|
| 10. | <p>認証申請の対象営業所において、運転者が死亡した又は重傷(※注)を負った業務災害(当該運転者が第一当事者ではない交通事故を除く。荷役作業中の業務災害を含む。)が発生していない。 ※注:重傷とは次の傷害とする</p> <p>イ 脊柱の骨折</p> <p>ロ 上腕又は前腕の骨折</p> <p>ハ 内臓の破裂</p> <p>ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの</p> <p>ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害 (自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第二条第三号と同じ基準)</p> | 過去 3年間 | 2点 | |

【E. 多様な人材の確保・育成】

| 通し 番号 | 参 考 項 目 | 対象 期間 | 自認 | 採点 |
|----------|---|-----------|----|----|
| 11. | <p>認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の年間離職率が一定割合未満である。 (参考)運輸業・郵便業の離職率(平成29年):12.4% 産業計の離職率(平成29年):14.9% 出典:厚生労働省「雇用動向調査」 注:事業者における集計期間に応じ、国の会計年度(4月開始)、暦年(1月開始)、事業者の事業年度のいずれの過去3年間の実績で判定する。 (例)認証申請の対象営業所の全てで10%未満の場合:2点(全営業所30%未満)+2点(全営業所10%未満)=4点</p> | 過去 3年間 | 2点 | |
| 12. | 長時間労働の是正や労働災害の防止、収支の改善等観点からの取引先等に協力を求める基準を設定している。 | 基準日 | 2点 | |
| 13. | トラック 標準貨物自動車運送約款又は個別に認可を受けた約款に基づき、待機時間料、積込料、取卸料その他の料金を運賃とは別建てとしている。 | 基準日 | 2点 | |
| 14. | トラック バス 長距離輸送の行程を複数の運転者で分担し、日帰り勤務を可能とするため、中継輸送を実施している。 | 基準日 | 2点 | |

【F. 自主性・先進性等】以降の通し番号15～20については、「二つ星」では認証項目となっているため、「一つ星」のみに適用

| 通し番号 | 参 考 項 目 | | 対象期間 | 自 認 | | 採点 |
|------|--|---|----------------------------|-----|----|----|
| 15. | 腰痛、転落等の労働災害の発生の防止や業務の軽労働化・快適化のための投資を行っている。 【例：テールゲートリフター、パワーアシストスーツ、フォークリフト、AT車、便所、休憩室の改善、タクシーの自動日報作成システム等】 | | 過去3年間 | 2点 | 1点 | |
| 16. | 労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している。 【例：社員表彰制度、キャリアパスの明示、部活動・同好会への支援、レクリエーションの実施、マッサージ器の導入等】 | | 基準日 | 2点 | 1点 | |
| 17. | 労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進、環境経営等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等を受けている。または、国、地方自治体、警察又は陸上貨物運送事業労働災害防止協会、交通安全協会から、長時間労働の是正等の働き方改革や労働安全衛生、交通安全に関する表彰を受けたことがある。 【対象】 ・安全衛生優良企業(厚生労働省) ・健康経営優良法人(経済産業省) ・くるみん(厚生労働省) ・ユースエール(厚生労働省) ・えるぼし(厚生労働省) ・女性ドライバー応援企業認定制度(国土交通省) ・労働安全マネジメント、環境マネジメント、道路交通安全マネジメント、品質マネジメント、衛生・安全・環境マネジメントに関するISO認証(Ex. ISO45001、ISO14001、ISO39001、ISO9001、HSE等) ・グリーン経営認証制度(交通エコロジー・モビリティ財団) ・引越事業者優良認定制度(引越安心マーク) ・優秀安全運転事業所表彰(自動車安全運転センター) ・その他の公的な認定・認証等であって、認証団体が適当と認めるもの | | 認定・認証等：基準日 表彰：過去3年間 | 2点 | 1点 | |
| 18. | トラック | 認証申請の対象事業所の過半数において、貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)の認定を受けている。 | 基準日 | 2点 | 1点 | |
| 19. | バス | 貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティバスマーク)の認定を受けている。 | 基準日 | 2点 | | |
| 20. | トラック | 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」(国土交通省)を踏まえ、同様の対応を行うように努める方針を企業のトップが明文化するとともに、従業員に周知している。 | 基準日 | 2点 | | |

参考項目合計

点

特記事項